三項	加算した金額	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）
	所得税、	所得税、復興特別所得税、
項第	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（これらの税
	所得税」	所得税等」
三項	所得税	所得税等

に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項に次のように加える。

第六条の三第一項	所得税（	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（
	所得税」	所得税等」
第六条の三第二項	所得税	所得税等

第三十三条第四項第二号中「第十八条第七項から第十項まで」を「第十八条第十二項から第十五項まで」に改める。

第三十四条第三項中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の二において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十条第五号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第六号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

第五十二条第二項第二号中「第六十八条の九第十一項」、「及び第四号」及び「（第四号において「旧効力措置法」という。）」を削り、同項第四号中「第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第四項まで」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改め、「第六十八条の十五の三第二項」及び「、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定」を削り、「（租税特別措置法」を「（同法」に改め、「、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定」を削る。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

第六十七条第三項	計算した地方法人税の額並びに
第六十七条第三項第五号	地方法人税の額並びに
	地方法人税の額

を

第六十七条第三項	計算した地方法人税の額並びに
	計算した地方法人税別措置法に規定する措置法第五章第三節計算した復興特別法

に、

第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに
	計算した地方法人税の特別措置法に規定する特別措置法第五章第三節より計算した復興特別法
第八十一条の十三第二項第四号	地方法人税の額並びに
	地方法人税の額並びに

を

第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに
	計算した地方法人税の特別措置法に規定する特別措置法第五章第三節より計算した復興特別法

に改め、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項」を「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項」に、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」を「同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は特別措置法第六十三条第三項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十四第七項及び第八項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八条第三項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。）を送信して」に改め、同条第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。